

新公審査答申（個）第57号
令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年3月17日付け、新行経第553号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年5月24日付けで行った審査請求は、審査請求の理由がないことから、これを却下する。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和4年4月12日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が公文書を間違え、補正をしないで手続きを進め対応した事がわかるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和4年4月25日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、令和4年3月22日に、審査請求人による個人情報開示請求に対する決定等の起案及び対応記録（以下「本件対象保有個人情報」という。）と特定し、そのうち、対応記録は作成しておらず、個人情報を保有していないとして、一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年5月24日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年3月17日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「実施機関は事実を曖昧にするたらい回しの処分について、決定通知書に私が抵抗出来ないように18課に分担して、たらい回しの処分。間違った決定通知を取り消し、勝手な都合で非開示・一部開示・開示しても事実を無視した事になっている処分で手続を進めるは、私を弄ぶ処分と考えるし、事実を曖昧にする売り言葉で自分たちの間違いを私に責任を押し付けた処分の取消しを求める。」

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求の際、窓口にて担当者が請求人の請求内容に関し、処分担当課に何を求めているのか確認したところ、令和4年3月22日に開示決定通知書等の決定に関する起案及び対応記録を請求していると聞き取りした。起案は処分担当課で保有しているものを請求対象文書と特定し、対応記録は市民対応において記録は作成しておらず、請求に係る個人情報を保有していないことから、本件決定を行ったもの。

本件決定における本件対象保有個人情報である起案用紙は閲覧することなく本件審査請求がなされており、不適切な審査請求と考える。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求の対象となる個人情報を一部保有していることから、本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

2 審査庁から提出された経過説明書によると、審査請求人は、開示とした本件対象保有個人情報の閲覧をしなかったとの記載がある。

そこで、当審査会は、審査請求人の閲覧の有無について、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の閲覧をせずに本件審査請求がなされたことが確認できた。

そうすると、審査請求人は閲覧をしていないにも関わらず、本件決定に関係のない主張をして本件審査請求がなされていることから、行政不服審査法第2条にある「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないといえる。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、審査請求人が行った本件審査請求は却下する。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和5年 3月30日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 7月10日	審査会開催（第1回）
令和5年 8月23日	審査会開催（第2回）
令和5年 9月 6日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子